

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エクアドル	チンボラソノ県医療施設・機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の交換公文	チンボラソノ県医療施設・機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,019,000千円 H30.3.31まで	H26.6.27 キトで (同日)	日本側 小瀬 徹在エクアドル大使 エクアドル側 レオナルド・アリサカ・シユメーヘル外務大臣代理	H26.7.17 237号
エクアドル	エクアドル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための贈与	300,000千円 -----	H26.6.27 キトで (同日)	日本側 小瀬 徹在エクアドル大使 エクアドル側 レオナルド・アリサカ・シユメーヘル外務大臣代理	H26.7.17 238号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。